

介護保険料額が変わりました

基準月額3、500円を4、600円に

65歳以上のみなさんへ

今年の4月からの
介護保険制度の改正や
介護を必要とする人の増加
それに伴うサービス量の増加で
65歳以上の方の
介護保険料額を上げました。

なぜ保険料を上げるの？

65歳以上の方の保険料は、今後の介護に必要な費用(介護サービス費用額)をまかなえるように、住んでいる市町村が3年ごとに見直しをすることになっています。御代田町では、高齢者の増加で介護や支援を必要とする人の増加が予想されます。それに伴って、介護サービスや介護予防サービスの量の増加も見込まれます。また、制度改正で新しく始まる地域支援事業も見込んで保険料を上げました。保険料額は、低所得者の方が軽減されるようになっています。

《平成18年度の介護保険料》御代田町の基準額は55,200円(年額)です。

所得段階	保険料月額(改正後)	保険料月額(改正前)	引上げ額	対象となる人
第1段階	2,300円	1,750円	550円	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方
第2段階	2,760円	—	新段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第3段階	3,450円	2,625円	825円	世帯全員が町民税非課税で第2段階に該当しない方
第4段階	4,600円	3,500円	1,100円	本人が町民税非課税の方(世帯内に課税者がいる)
第5段階	5,750円	4,375円	1,375円	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	6,900円	5,250円	1,650円	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上の方

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」の二通りあります。ただし、納付方法はご自身で選択できません。

特別徴収

老齢年金などを年額18万円以上受給している人は、年金から天引き(特別徴収)となります。特別徴収は偶数月で、4、6、8月は、前年度の2月の保険料額と同じ額を徴収しますが、保険料改定に伴う平準化処理の対象となる人もいますので、詳しくは、4月にお送りした「特別徴収開始通知書(仮徴収)」で、保険料額を確認してください。

※法改正により障害年金・遺族年金も特別徴収の対象となりました。

普通徴収

普通徴収は特別徴収以外の人です。

特別徴収以外の人には7月に「納入通知書」を郵送しますので、その納入通知書で納めてください。

納付区分		納付方法
特別徴収	年金年額が180,000円以上の方	年金の支払月(偶数月)に、あらかじめ介護保険料が差し引かれます。 ※老齢福祉年金は対象となりません。
普通徴収	年金年額が180,000円未満の方	町から郵送される納入通知書で、納期限までに納めていただきます。 (納付には口座振替が便利です。)

助け合い、支え合いが 介護保険の仕組みです

介護保険は、保険料で給付にかかる費用全体の半分を負担し、国や自治体が公費で半分を支える仕組みです。

保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者の総人口比で按分するという考えが基本となっていて、65歳以上の第1号被保険者は全体の19%を負担することとなっています。

給付にかかる費用は、これまでの介護サービスの利用状況などから見直しを

行った介護保険事業計画に基づいて、今後3年間で提供される介護サービスの費用を推計します。介護保険は助け合いの考えに立っていますので、利用者が多い、また一人ひとりが利用するサービスが多いときには保険料額が高く、逆の場合には低くなります。

介護保険について不明な点は、町民課介護高齢係までお問合せください。

地域包括支援センター内
介護高齢係 (31)2512

保険料の 納め忘れはありませんか？

介護保険では、保険料を納めないでいると、負担の公平を保つため、介護保険サービスにかかる給付を受けられず、全額自己負担になります(通常は、介護サービスにかかる費用の1割負担です)。

また、現在、介護保険を利用されていない方でも、未納があった場合は、介護保険サービスを利用した段階で同様の措置がとられます。忘れずに納めるようにしてください。

特別徴収の人が注意すること

年金を担保にして借り入れをしている人や、現況届を期限までに提出しなかった人などは特別徴収の対象となりません。

年度途中で65歳となる人などが注意すること

年度途中で65歳となる人は、65歳になる月の分から保険料を納めていただきます。しかし、すぐには年金から天引きとならないため、普通徴収となる期間があります。郵送される納入通知書で納めてください。年度途中で転入された人も同様です。

費用の負担割合

